

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一808	承認日	1995.4.1	1/1
医師国家試験不合格者規定 細則					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第1条 趣旨

石川県民主医療機関連合会は、医師国家試験に不合格となった場合は特別奨学生とする。
業務に従事せず、医師国家試験合格をめざすことを第一義的役割とし勉学を保証し、民医連綱領の実現をめざす医師を養成するために本規定を設ける。

第2条 石川民医連奨学金規定に基づく奨学生、及び、他県連民医連奨学生であった者は、特別奨学金を申し込むことができる。

第3条 奨学金金額は、事務大卒初とする。

一時金は支給しない。

第4条 医師委員会のもとに、援助担当者を決定し、勉学計画と研修開始院所での研修と諸会議への参加等、本人と協議のうえ決定する。

第5条 翌年に国家試験不合格の場合も本規定を適用する。ただし、翌々年も国家試験不合格の場合は、一括返済する。

第6条 審査・決定機関、申し込み、採用、交付の方法、奨学金の交付停止・廃止・奨学金の辞退、奨学金の返済は、石川民医連医学生奨学金規定を準用する。

第7条 施行開始

本規定は1995年4月1日より施行する。